

# 小中学校に在籍する難聴の児童生徒に対する 県立ろう学校における通級による指導 実施要項

山梨県教育委員会

## 1 目的

この要項は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小学校又は中学校の通常の学級に在籍する難聴の児童生徒（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの）に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するための特別な指導を行うため、県立ろう学校（以下「ろう学校」という。）が実施する通級による指導について定めるものとする。

## 2 通級による指導の内容

- (1) 障害による学習上または生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の「自立活動」に相当）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。
- (2) ろう学校に在籍する児童生徒と交流及び共同学習を行う。

## 3 通級による指導の形態

- (1) 通級による指導は、原則としてろう学校において行う。
- (2) ろう学校において、通級による指導を実施することが困難な場合は、次のとおりとする。
  - ① 市町村（組合）教育委員会は、ろう学校と相談の上、当該児童生徒の在籍する小中学校の区域又は最寄りの言語障害を対象とする通級指導教室等（以下「拠点校」という。）を拠点校に指定して、ろう学校の教員が訪問して通級による指導を行う。
  - ② 拠点校への通級が困難な児童生徒に対して、在籍校にろう学校の教員が巡回して指導を行う。

## 4 通級による指導に係る留意事項

- (1) 通級による指導は、原則として授業時間内に実施する。
- (2) 通級による指導を受ける児童生徒が在籍する小中学校（以下「在籍校」という。）は、ろう学校が主催する連絡会等に参加し、通級による指導担当者と十分に連携を図り、通級による指導の成果が通常の学級での指導に活用されるよう留意する。
- (3) 在籍校は、通級による指導を受ける児童生徒の個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
- (4) 小学校から中学校に進学する際、中学校1年生については、小学校でろう学校における通級による指導を受けていた者であっても、新規として手続を行う。

## 5 指導時数

通級による指導の時数は、年間35単位時間から280単位時間（週1～8単位時間）を標準とする。

## 6 教育課程の編成及び指導要録の記載

在籍校の校長は、ろう学校と連携し、当該児童生徒の教育課程（参考様式参照）を編成する。公立の在籍校の校長は、編成した教育課程を市町村（組合）教育委員会教育長に提出する。

指導要録の記載に当たっては、指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名（山梨県立ろう学校）、通級による授業時数、指導期間、指導内容や結果等を、ろう学校から送付する指導記録に基づき記載する。

## 7 通級による指導の事務手続

### 事前の教育相談・協議

在籍校、保護者及びろう学校は、ろう学校における通級による指導の必要性について、事前に教育相談・協議を行う。

### 指導の開始 (資料1参照)

- (1) 公立の在籍校の校長は、児童又は生徒に、ろう学校における通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村（組合）教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式1)
- (2) 市町村（組合）教育委員会、又は国・私立の在籍校の校長は、児童生徒がろう学校における通級による指導を受けることが適当と認めるときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式2)
- (3) 県教育委員会は、ろう学校と協議した上で、前項(2)の通知を受けた児童生徒について、市町村（組合）教育委員会、又は国・私立の在籍校の校長あて、指導開始月等を通知する。また、新規に通級を開始する児童生徒の氏名及び在籍校、指導開始月等をろう学校長あて通知する。 (様式3-1) (様式3-2)
- (4) 市町村（組合）教育委員会は、前項(3)の通知を受けて、指導開始月等を在籍校の校長あて通知する。 (様式3-3)
- (5) 市町村（組合）教育委員会、又は国・私立の在籍校の校長は、新規に通級を開始する児童生徒の保護者に対し、指導の開始について通知する。 (様式4)
- (6) ろう学校長は、在籍校の校長及び県教育委員会に指導の計画書を提出する。 (様式5)
- (7) 公立の在籍校の校長は、教育課程の写しを市町村（組合）教育委員会に提出する。 (参考様式)
- (8) 市町村（組合）教育委員会は、(7)の写しを県教育委員会に提出する。 (参考様式)

### 指導の終了 (資料2参照)

- (9) 公立の在籍校の校長は、保護者及びろう学校と協議し、当該児童生徒が、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、市町村（組合）教育委員会に、その旨を通知する。 (様式6-1)
- (10) 市町村（組合）教育委員会は、当該児童生徒について、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、県教育委員会、当該児童生徒の在籍校の校長、保護者にその旨を通知する。国・私立の在籍校の校長は、保護者及びろう学校と協議し、当該児童生徒が、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、県教育委員会、当該児童生徒の保護者にその旨を通知する。 (様式6-2) (様式6-3)
- (11) 県教育委員会は、通級を終了する児童生徒の氏名及び在籍校をろう学校長あて通知する。 (様式6-4)

## 8 その他

- (1) ろう学校及び拠点校への送迎は、保護者が行うものとする。また、通級に要する交通費は、就学奨励費の規定に基づき支弁される。
- (2) 通級途上又は通級による指導中に児童生徒が事故にあったときは、当該保護者は、在籍校の校長を通じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに手続きを行い、給付を受けることができる。

### 附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

平成23年4月1日 2項・3項・7項を一部改訂

平成24年4月1日 2項・3項を一部改訂

平成28年3月24日 2項・3項・5項を一部改訂

平成30年4月1日 改訂

令和5年4月1日 3項を一部改訂